

平成25年3月21日

平成24年度第7回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

第6回審議会会議録の確認について

2 議 題

(1) 報告事項

平成24年度可燃ごみ処理状況等について

(2) 平成25年度一般廃棄物処理計画について

(3) 平成25年度一般廃棄物処理計画の答申

(4) その他

燃やすごみの処理量の昨年度との月別の比較について

単位：トン

項目	平成23年度				平成24年度				比較増減量 (G = F - C)	比較増減率
	合計(C = A + B)				合計(F = D + E)					
	家庭系(A)	家庭系 収集日数	事業系(B)		家庭系(D)	家庭系 収集日数	事業系(E)			
4月	1,047.6	26	56.1	1,103.7	954.9	25	50.6	1,005.5	△ 98.2	△ 8.90%
5月	1,098.4	26	59.6	1,158.0	1,138.6	27	52.2	1,190.8	32.8	2.83%
6月	1,076.5	26	58.1	1,134.6	1,056.7	26	51.5	1,108.2	△ 26.4	△ 2.33%
7月	1,061.8	26	57.3	1,119.1	1,050.7	26	57.4	1,108.1	△ 11.0	△ 0.98%
8月	1,082.9	27	58.9	1,141.8	1,025.6	27	58.0	1,083.6	△ 58.2	△ 5.10%
9月	1,044.1	26	68.5	1,112.6	961.2	25	53.6	1,014.8	△ 97.8	△ 8.79%
10月	1,005.7	26	61.3	1,067.0	1,071.3	27	59.1	1,130.4	63.4	5.94%
11月	1,074.3	26	66.9	1,141.2	988.1	26	59.7	1,047.8	△ 93.4	△ 8.18%
12月	1,098.3	26	58.8	1,157.1	1,063.0	25	28.7	1,091.7	△ 65.4	△ 5.65%
1月	1,032.7	24	51.4	1,084.1	1,046.5	24	30.4	1,076.9	△ 7.2	△ 0.66%
2月	947.5	25	55.8	1,003.3	879.8	24	30.4	910.2	△ 93.1	△ 9.28%
<b>小計</b>	<b>11,569.8</b>	<b>284</b>	<b>652.7</b>	<b>12,222.5</b>	<b>11,236.4</b>	<b>282</b>	<b>531.6</b>	<b>11,768.0</b>	<b>△ 454.5</b>	<b>△ 3.72%</b>
3月	1,010.6	27	57.7	1,068.3				0.0		
合計	<b>12,580.4</b>	<b>311</b>	<b>710.4</b>	<b>13,290.8</b>						

※ 本表では、平成23年度と平成24年度の処理状況を月別に比較しているが、各月の収集日数は年（暦日）によって異なるため単純な比較とはならず、表中における各月ごとの比較増減量及び比較増減率は参考数値である。

小廃審発第5007号

平成25年3月21日

小金井市長 稲葉孝彦様

小金井市廃棄物減量等推進審議会  
会長 植村利男



平成25年度一般廃棄物処理計画の策定について（答申）

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第7条第2項の規定に基づき本審議会に諮問された標記の件について、別紙のとおり答申します。

なお、審議会としての付帯意見を下記のとおり申し述べさせていただきます。

#### 記

- 1 平成24年10月29日に小金井市長より小金井市廃棄物減量等推進審議会に対し、平成25年度一般廃棄物処理計画の策定について諮問が行われた。市が直面する喫緊かつ最重要課題であり、市民間の関心事である一般廃棄物処理実施計画を策定することの責任の重さを痛感するとともに、慎重かつ精緻な審議に取り組むことを強く意識したところである。
- 2 本諮問を受け、本審議会では当該計画の位置付けや市の廃棄物処理体制の現状把握に努めるとともに、市の廃棄物処理に係る中長期的な展望の把握に努めた。しかしながら、当該計画は、基本計画に基づく一般廃棄物処理実施計画と位置付けられるものであること及び現下の市の情勢を鑑み、審議過程における精査・検証については、施策の実施状況並びに前年度対比に係る整理に限ることとした。
- 3 審議経過において、一般廃棄物処理実施計画と位置付けられる当該計画の策定にあたっては、市の施策実施状況の検証、これに伴う改善に係る提言をなすべきとの意見が数多く示されており、また、これに応じるべく、市は、早急に基本計画の策定に取り組むべきである。
- 4 別紙の答申は、現下の市の情勢を鑑み、施策の実施状況の前年度対比に係る整理をするとともに、従前の施策の拡充並びに幅広く市民の間に定着させることに主眼を置くことを提言したものである。

# 平成25年度一般廃棄物処理計画（案）

（平成25年3月21日修正版）

平成25年4月1日  
小金井市環境部ごみ対策課

## 目 次

はじめに	1～2
第1 平成24年度一般廃棄物処理計画の達成状況	3～5
1  ごみ減量の達成状況	3～4
2  平成24年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量及び資源化等の施策の実施状況	4～5
第2 平成25年度ごみ処理計画	5～9
1  平成25年度減量目標	5～6
2  ごみ処理計画	6
3  資源物回収計画	7
4  総資源化計画	7
5  ごみ減量達成に向けた施策	7～9
第3  ごみの排出と収集及び処理	9～12
1  市指定収集袋による排出	9
2  収集の分別区分及び排出・収集方法等	9～10
3  適正処理方法	11～12
第4  市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する市民並びに事業者の協力義務	12～13
1  市民の協力義務の内容	12
2  事業者の協力義務の内容	12～13
第5  ごみ処理施設の整備に関する事項	13
1  不燃ごみ処理施設	13
2  廃棄物最終処分場	13
第6  動物の死体処理について	14
1  市へ届け出るもの	14
2  市が収集するもの	14
3  処理方法	14
第7  し尿及び浄化槽汚泥の処理について	14
1  収集及び運搬	14

2	し尿及び浄化槽汚泥の処理	14
第8	その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について	15
1	市が収集しない一般廃棄物について	15
2	処理方法の変更	15

別紙 平成25年度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図

## 可燃ごみの全量の処理を他市・一部事務組合にお願いしている中で 最大限のごみ減量を目指す

はじめに

平成18年3月に策定した「小金井市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「基本計画」という。）において、新たな可燃ごみ共同処理体制の移行に向けた焼却処理量の削減を目指すこととし、発生抑制を最優先にしたひとづくり・まちづくりを推進してきている。この手始めとして、市内町会・自治会等からの推薦、公募市民らによる「ごみゼロ化推進会議」を発足し、市民の自主的な活動基盤の整備を行った。他方では、市内公立小中学校にある学校給食事業用生ごみ処理機の有効活用を図るべく、市民の呼び掛けにより給食事業のない土曜日及び夏休み期間を対象とした生ごみリサイクル投入事業も順次拡大してきている等、多様な成果が見受けられるところである。また、平成24年度は市内に所在する大学との地域協働により、廃棄物削減運動のためのオリジナルキャラクターを創作し、広報媒体を用いた環境教育・環境学習へ取り組みを始めたところである。

分別排出・資源リサイクルの推進にあたっては、未活用資源であった有機性資源（生ごみ、剪定枝等）有効利用の検討に着手し、食品リサイクル堆肥化実験事業、枝木・雑草・落ち葉類の無料回収を実施してきている他、可燃ごみへのプラスチックや焼却不適物の混入を極力減少させ、資源物は資源回収に回していただけるよう、市職員による排出指導を継続してきている。

こうした市の施策は、市民の皆さんからの多大なるご理解・ご協力に支えられ、可燃ごみの処理量は大きく減少してきている。結果として、基本計画で定めた焼却処理量の目標16,764tを平成20年度時点において16,084tまで削減することに成功し、以降も減少傾向が続いている。

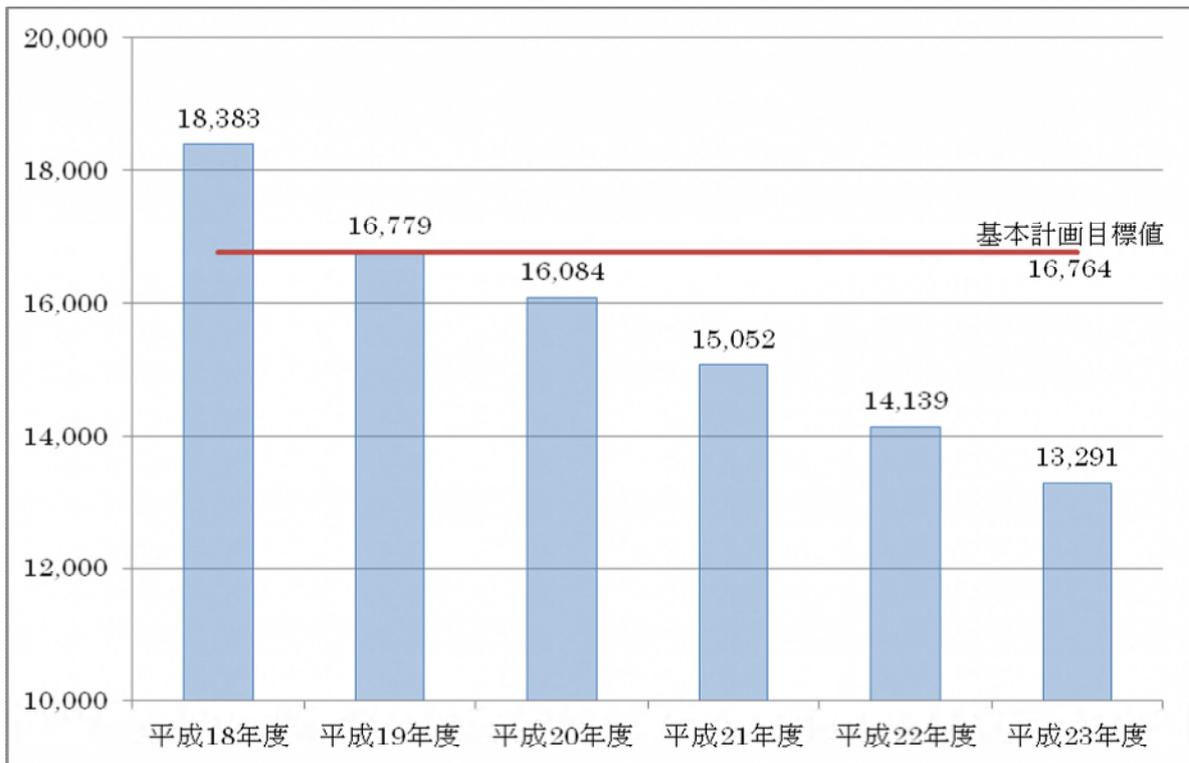
昭和33年から調布市、府中市、小金井市から排出される可燃ごみを共同で処理してきた二枚橋衛生組合の焼却業務を基本計画目標年限どおり停止したところではあるが、以降、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づき、多摩地域の各市及び一部事務組合に、当市の可燃ごみの処理を依頼している状況である。安定的な可燃ごみ処理体制が構築されるまでの間、市内から発生する可燃ごみを抑制し、施設周辺にお住まいの皆様はもちろん、当該市の皆様のご負担を少しでも軽減できるよう、平成25年度も引き続き可燃ごみの減量に努めていく必要がある。

基本計画は、概ね5年ごとに改定する他、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるが、計画策定の根幹にあたる可燃ごみ中間処理システムの整備に係る検討が継続されている状況にあり、改定等に係る諸作業への着手を延伸せざるを得ない状況である。よって、本計画書は、基本計画に基づく実施計画としての位置付けを変えないことと、前述の市の現況を鑑みた上で、標題のとおり、「最大限のごみ減量を目指す」ことを主眼に策定することとした。

この場を借りて、平成19年度以降、当市の可燃ごみの焼却処理をお願いすることとなった関係市の皆様及び焼却施設周辺にお住まいの皆様に、より一層のご理解をいただけるよう、早期の基本計画改定または新規策定に向けた取組みに全力をあげることをお誓い申し上げるとともに、引き続き市民の皆様にご理解・ご協力をお願いする次第である。

【燃やすごみ処理量の推移】

(単位：t)



## 第1 平成24年度一般廃棄物処理計画の達成状況

### 1 ごみ減量の達成状況

#### (1) 可燃系ごみ、不燃系ごみ

可燃系ごみの平成24年度処理量(推定)は、13,178tの見込みであり、対前年度(平成23年度)実績処理量に対し2.5%減にとどまっており、平成24年度の削減目標は達成できない見込みである。

また、不燃系ごみについては、平成24年度処理量(推定)は、4,547tの見込みであり、対前年度(平成23年度)ごみ実績処理量に対し0.9%増で、平成24年度削減目標は達成できない見込みである。

総括すると、近年、大幅な増加傾向を示していた不燃系ごみにおいて、縮減の動きが見られ、また、可燃系ごみの減少率も縮小している。組成分析等の結果に基づき原因を推測するにあたり、可燃系ごみにビニール、プラスチック類等の混入が増加傾向にあるケースも見受けられる。

本市は転出入者が多いという特性を有しており、収集区分、分別の手法等の周知徹底を図り、廃棄物の適正処理に係る啓発に引き続き注力していくことの必要性を改めて認識したところである。

#### (2) 資源物回収

平成24年度回収量(推定)は、9,488tの見込みであり、対前年度(平成23年度)資源物実績回収量に対し0.5%増の見込みである。

表1 平成24年度ごみ減量・資源物回収目標達成状況

(単位：t)

種類	平成24年度処理量・回収量(推定) A	平成23年度実績処理量・回収量B
		平成23年度実績処理量・回収量に対する削減率[(A-B)/B]
可燃系ごみ	13,178	13,510 △2.5%
不燃系ごみ	4,547	4,506 0.9%
資源物	9,488	9,439 0.5%
有害ごみ	40	44
合計	27,253	27,499 △0.9%

(算出方法)

平成24年度処理量・回収量(推定)は、ごみ・資源物として市の収集及び集団

回収に排出（収集）される見込みの総量であり、かつ、これら収集・回収されたものがすべてそれぞれ焼却又は資源化等処理されるものとして算出した。

(3) 市民1人1日あたりの発生量の状況

上記(1)、(2)より、市民1人1日あたりのごみ発生量は下表のとおりとなる。

(単位：g)

	平成24年度処理量・回収量（推定）A	平成23年度実績処理量・ 回収量 B
		対平成23年度実績処理量・回収量に対する増減率〔(A-B)/B〕
市民1人1日 あたり発生量	643	647 △0.6%

・市民1人1日あたり発生量＝発生量÷小金井市人口÷365日（平成23年度は366日）  
発生量・・・平成23年度27,499トン、平成24年度（推定）27,253トン。  
小金井市人口・・・平成23年度116,147人、平成24年度116,092人。（共に10月1日現在）

2 平成24年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量及び資源化等の施策の実施状況

新たな施策では、主に不燃系ごみの減量対策として、再使用可能なくつ・カバン類をリサイクル事業所前にて拠点回収を毎月第2火曜日に開始した。新聞報道で取り上げられたこともあり、ほぼ市内全域からの参加が確認された。このことをもって、不燃系ごみの減量に一定の貢献があった他、再使用に係る意識啓発も実践することができた。

また、啓発活動については、東京学芸大学と連携して作製したごみ減量啓発キャラクターを用いた広報媒体を「くるカメ大作戦」と題し、主に若年層に対する環境教育並びにこれを通じた効果的な意識啓発に係る事業を実施した。具体的な内容としては、2つの市内イベントにおける出展及び市内公立小学校4校での出前講座で活用を図った他、市報において受講・開催希望者の呼び掛けを行っている。なお、受講者を対象にしたアンケート結果や受講者に同行していた保護者からのコメント等において、概ね好評を得ていることを確認しており、幅広い層への啓発効果があることが認められた。

市内イベント使用実績

市内イベント	参加人数（※）
青少年のための科学の祭典	約120名
第40回こがねいなかよし市民まつり	約65名

※ DVD上映後のアンケート記入者数

## 出前講座使用実績

出前講座先	参加人数
東小学校 4 年生	約 1 0 0 名
小金井第二小学校 4 年生	約 1 9 0 名
南小学校 4 年生	約 1 0 0 名
小金井第三小学校 5 年生	約 1 6 0 名

充実させる施策では、生ごみの水切り及び環境教育の推進について、前述の広報媒体を用いながら、一定の意識の向上を図ることができた。

ごみの相談員制度については、規則改正を行う中で、ごみゼロ化推進員の役割についての相互認識を図った。

大型生ごみ処理機の活用については、市内国家公務員住宅内において、平成 2 4 年 5 月より稼働し、さらに平成 2 4 年度中には同住宅内に新たに 3 台が稼働する予定となっている。

市内公立学校の乾燥型生ごみ処理機の活用については、夏休み及び土曜日の投入事業ともに安定的な事業運営を図ることができ、特に土曜日投入については、実施校及びボランティア数が増加し、浸透度の向上が見受けられる。

継続させる施策では、リサイクル推進協力店認定店が 1 店舗追加され、年度内において 9 店舗となった時期があったものの、その後、閉店により 1 店舗減少したこともあり、都合 8 店舗と店舗数を拡大するまでには至らなかった。

その他の施策は、市民及び事業者等に一定浸透したものと考えており、引き続き、周知・徹底を図ることとする。

## 第 2 平成 2 5 年度ごみ処理計画

本市は可燃ごみ処理施設を有しておらず、多摩地域の多くの処理施設に燃やすごみの全量を処理していただいている状況の中、処理施設及び周辺住民へのご負担を軽減させるため、市民・事業者と協働して一層ごみの減量・資源化を進めることは責務の一つである。更に不燃系ごみについては増加率が縮減されたものの、減少に転じるころまでには至っていない。こうした厳しい状況の中で、現行施策の普及・定着により着実にごみの量を減じることを目指し、平成 2 5 年度の減量計画を設定する。

### 1 平成 2 5 年度減量目標

#### (1) 可燃系ごみ 5%減量

平成 2 4 年度実績処理量から 5%減量することを目標とし、これを平成 2 5 年度減量目標とする。これは、平成 2 4 年度までの本市の減量努力を踏まえて、更なる減量を目指すものである。

(2) 不燃系ごみ 1%減量

平成24年度実績処理量から1%減量することを目標とし、これを平成25年度減量目標とする。平成25年度においても分別の徹底を進めることにより、これまで燃やすごみの中に混入されていた不燃系ごみが、本来の不燃系ごみとして排出されるようになることを想定しているため、可燃系ごみに比べ減量率を低く設定することとする。

2 ごみ処理計画

(単位：t)

分別区分		処理方法		平成25年度 計画処理量A [A=B(1-減量率)]	平成24年度 処理量(推定) B
可燃系ごみ	燃やすごみ	焼却		12,312	12,960
	粗大ごみ (可燃系)	木質粗大ごみをサーマルリサイクル(*1)		155	163
		布団をサーマルリサイクル		52	55
小計				12,519	13,178
不燃系ごみ	プラスチックごみ	選別	資源化 プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源化	1,722 (1,722)	1,739
			資源化 廃プラスチック類をケミカルリサイクル(*2)	415 (415)	419
	燃やさないごみ	破碎・選別	資源化 鉄等金属を資源化	421 (421)	425
			資源化 燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類等をケミカルリサイクル	1,139 (1,139)	1,151
	粗大ごみ (不燃系)	破碎・選別	資源化 燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類等をサーマルリサイクル	745	753
			埋め立て	59	60
小計				4,501 (3,697)	4,547
有害ごみ	一部資源化・埋め立て		40	40	
合計				17,060 (3,697)	17,765

( ) 内数値は資源化量で内数

(\*1) サーマルリサイクルとは、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用することである。

(\*2) ケミカルリサイクルとは、製品の化学原料としてリサイクルすることをいう。(ガス化等)

### 3 資源物回収計画

資源物回収については、平成25年度計画回収量＝平成24年度回収量（推定）とする。

（単位：t）

分別区分		平成25年度 計画回収量	平成24年度 回収量（推定）
古紙		5,932	5,932
布		772	772
枝木・草葉		918	918
乾燥生ごみ	戸別回収	15	15
	拠点回収	1	1
びん		1,040	1,040
空き缶		356	356
ペットボトル		329	329
トレイ		7	7
金属		112	112
ペットボトルキャップ		2	2
くつ・カバン類		4	4
合 計		9,488	9,488

### 4 総資源化計画

2 ごみ処理計画及び3 資源物回収計画から、本市における総資源化計画は次のとおりとなる。

$$3,697 \text{ t (不燃系ごみ収集後資源化量)} + 9,488 \text{ t (資源物回収による資源化量)} \\ = 13,185 \text{ t}$$

### 5 ごみ減量達成に向けた施策

ごみの排出抑制や減量に係る施策に関心を高く持ちつつ、自らの生活様式の一部として取り組みを進めている市民は少なくなく、これまでの市の施策を更に浸透させることにより、更なるごみ減量の推進が期待できる。ついては、新たに転入された市民や未だ実践されていない方の中からひとりでも多く、ひとつでも多くの施策を実践していただけるよう、以下の施策を展開し、平成25年度減量目標の達成を図る。

① 新たに実施する施策

- ア 希望者に対し、リユース食器の貸し出しを実施することにより、燃やすごみ及び不燃系ごみの発生抑制を図る。
- イ 不燃系ごみに含まれる、使用済小型電子機器等を別途回収し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

② 充実させる施策

- ア 子供向け減量キャラクターを使用した、市内公立学校や子供会への環境教育、自治会やその他団体へ向けた啓発活動を充実させる。
- イ 水切りの重要性を周知・徹底するため、主に小・中学生の児童を扶養している保護者世代をターゲットに、水切りによる相乗効果を含めながら出前講座や市内イベント等での啓発を効果的に行い、燃やすごみの減量を図る。
- ウ 町会・自治会・集合住宅等への大型生ごみ処理機の利用の促進を図るため、役割を明確化した上で、利用者側による実情を踏まえた自主的な取り組みを行うことで、生ごみの減量を通じて、ごみを出さない意識を浸透させる。
- エ 市内公立学校の乾燥型生ごみ処理機を有効活用し、地域ボランティアと連携して生ごみ市民投入を広め、燃やすごみを減量する。
- オ 生ごみ堆肥化事業の更なる充実を図るため、生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の新規申請者の拡大、購入後の使用方法等に係る広報支援を行う。
- カ 集合住宅における資源物の徹底分別並びにごみ減量を図るため、持続的かつ有効な排出指導の在り方を検討するとともに、集合住宅所有者又は管理会社との連携強化に努める。
- キ 事業所から排出されるごみのサンプル調査により、ごみの分別状況を把握し、発生抑制並びに資源化の推進を図るとともに、適正な排出及び処理に係る指導等の実践に向けた指針の策定に着手する。

③ 継続させる施策

- ア 再使用可能なくつ・カバン類を市施設へ持ち寄り、資源の有効活用を推進する。
- イ ごみの相談員制度の認知度を向上させるとともに、ごみ分別の重要性並びに有用性に係る理解を深め、ごみ減量・資源化を推進する。
- ウ 一般家庭から排出される剪定枝を資源化し、燃やすごみの減量を図る。
- エ J A・市内農産物取扱店と行政との連携により、生ごみ堆肥で育てた農産物の流通を促進し、地域循環型社会の構築に努める。

- オ 事業者に関する、生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度を周知し、機器設置及び活用の促進による事業系生ごみの減量を図る。
- カ 販売事業者（コンビニ、スーパー等）の特定容器等（ペットボトル・トレイ・空き缶・紙パック等）の自主的な回収・処理の拡充を図る。
- キ 粗大ごみの再生、販売によるリユース・リサイクルの促進を図る。
- ク リサイクル推進協力店認定店舗数を拡大し、市民、販売事業者と協働したごみの発生抑制とごみ減量意識の向上を図る。
- ケ 市施設ごみゼロ化行動計画に基づき、市庁舎内及び公共施設のごみ排出量の更なる削減及び資源化率の向上を図る。
- コ 各団体が取り組む集団回収の実施状況を広報する等の行政サポートにより、ごみ減量及び資源化率における市民意識の向上及び活動の活性化を図る。

### 第3 ごみの排出と収集及び処理

#### 1 市指定収集袋による排出

次に掲げる廃棄物については、市指定収集袋によりそれぞれ分別して排出する。

- ア 家庭ごみのうち燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ
- イ 事業系一般廃棄物で1日平均10kg未満の量を排出する事業所は事業用指定収集袋により排出（古紙を除く。ただし、シュレッダーごみは45ℓ以内の透明または半透明の袋で1回の排出量を2袋以内は無料とする。ただし、1日平均10kg以上排出する事業所は一般廃棄物収集運搬業許可業者等による処理。）

#### 2 収集の分別区分及び排出・収集方法等

分別区分 (収集回数等)	ごみの内容	排出方法	備考
燃やすごみ (週2回/委託)	生ごみ・貝殻・紙おむつ・紙くず類・衛生上焼却するものなど	☆市指定収集袋（黄）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。ただし、紙おむつ、落ち葉（2袋まで）は透明又は半透明の袋に入れて排出する。（事業所から排出される紙おむつは事業用指定収集袋へ）	
プラスチックごみ (週1回/委託)	ビニール・ポリ袋・硬質プラスチックなどのプラスチック	☆市指定収集袋（青）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。汚れ等による異物の混入を避けるため、洗って乾かしてから排出する。	
燃やさないごみ (2週に1回/委託)	小型家電製品*・皮革製品・ガラス類・せとものなど	☆市指定収集袋（青）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	*家電リサイクル法対象外の小型家電
有害ごみ (2週に1回/委託)	乾電池・蛍光管・水銀体温計・ライター	☆透明又は半透明の袋（事業所から排出される有害ごみは事業用指定収集袋）に入れ、「有害」と書いて、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	

粗大ごみ (注) (随時/委託)	家具・収納用品・自転車・ ふとん・ベッド・敷物など	☆申込みをしてから、品目ごとに粗大ごみ処理券を貼って、収集予定日の8時30分までに敷地内に排出する。	事業系粗大ごみは収集しない
枝木・草葉 (指定日/直営・委託)	枝木・落ち葉・雑草等の 草木 *枝木・草葉は1束(袋)から、落ち葉は3袋からの申込制による回収。3袋に満たない場合は燃やすごみとして分別。	☆申込みをしてから指定日の8時30分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。 ☆枝木: 1本の長さ1m以内、1本の直径15cm以内、束の大きさ30cm程度までをひもで束ねて排出する。 ☆落ち葉・雑草: 透明又は半透明の袋に入れて排出する。	2袋以下の落ち葉は、燃やすごみでも排出できる
乾燥生ごみ (週1回/直営)	家庭用電動生ごみ処理機により乾燥させた生ごみ	☆乾燥生ごみを市指定専用容器に入れ、収集日の8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。 *(透明又は半透明の袋に入れて専用容器設置施設(公民館等市内公共施設11箇所)で拠点回収に持参可)	拠点回収は随時可
古紙・布類 (週1回/委託)	新聞・段ボール・その他の紙(雑誌・雑紙)・紙パック・シュレッダーごみ・布類	☆朝8時30分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。 ☆新聞・段ボール: それぞれ紙ひもで縛って排出する。 ☆その他の紙(雑誌・雑紙): 雑誌は紙ひもで縛って排出する。雑紙は雑誌の間に挟んで縛って排出するか、紙袋にまとめて入れ、口を閉じて排出する。 ☆紙パック: 洗って開いて乾かして、紙ひもで縛って排出する。(スーパー等の拠点回収ボックスに持参可) ☆シュレッダーごみ: 透明又は半透明のビニール袋に入れ、空気を抜いて排出する。 ☆布類: 透明又は半透明のビニール袋に入れ排出する。	紙パックの拠点回収は随時 布類は収集開始(8時30)直前で雨天の場合は回収中止
スプレー缶 (2週に1回/委託)	スプレー缶・エアゾール缶 卓上カセットボンベなど	☆中身を使い切って、できるだけ袋に入れず、かご等で8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	
空き缶 (2週に1回/委託)	飲料缶・菓子缶・茶缶 缶詰缶など	☆中身を洗って、できるだけ袋に入れず、かご等で朝8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。 ☆ペットボトルのふたは取って排出する。 *(空き缶・ペットボトル・びんはスーパー等の拠点回収ボックスに持参可)	空き缶・ペットボトル・びんの拠点回収は随時
金属 (2週に1回/委託)	なべ・釜・やかんなど		
ペットボトル (2週に1回/委託)	飲料用・醤油等調味料用		
びん (2週に1回/委託)	ガラスびん		
トレイ (随時/委託)	発泡スチロール製トレイ	☆洗ってスーパー等の拠点回収ボックスに持参	随時
ペットボトルキャップ (随時/委託)	ペットボトルのキャップ	☆洗って乾かして専用容器設置施設(公民館等市内公共施設13か所)に持参する。	随時

☆収集方法は種類ごとに分別したものを戸別収集(集合住宅は、敷地内の専用ごみ集積所に排出したものを収集する。)及び拠点回収を行っている品目を拠点回収場所に持参したものについては拠点回収する。

(注) 上記は、家電リサイクル法対象外の粗大ごみ

### 3 適正処理方法

分別区分	中間処理		最終処理及び資源化
	処理方法	処理場所	
燃やすごみ (家庭系)	支援先焼却施設で焼却(委託)		☆焼却灰をエコセメント化(二ツ塚処分場)
燃やすごみ (事業系)	小金井市中間処理場ストックヤードにて大型車両に移し替え後、民間処理施設で処理(委託)		☆焼却・熔融(ガス化熔融改質による発電ならびにスラグメタルおよび水酸化合物生成による再資源化)(民間処理施設)
プラスチック ごみ	選別 (委託)	☆容器包装リサイクル法対象の廃プラスチック	☆容器包装リサイクル法対象の廃プラスチックを(財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し資源化
		☆容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチック	☆容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチックをケミカルリサイクル(民間処理施設)
燃やさない ごみ	破碎・選別 (委託)	☆金属 ☆破碎後のプラスチック類等 ☆不燃ごみ	☆鉄・アルミ等金属を資源化(民間処理施設) ☆破碎後のプラスチック類等をケミカルリサイクル(民間処理施設) ☆破碎後のプラスチック類等をサーマルリサイクル(民間処理施設) ☆不燃ごみは埋立処分(二ツ塚処分場)
有害ごみ	破碎 (委託)	☆蛍光管 ☆ライター	☆一部資源化・埋立処分(民間処理施設)
	選別 (委託)	☆乾電池 ☆水銀体温計	
粗大ごみ (可燃系)	破碎 (委託)	☆木質家具等は板状に分解	☆木質家具等をサーマルリサイクル(民間処理施設)
		※ふとんは中間処理をしていない	☆ふとんをサーマルリサイクル(民間処理施設)
			☆再使用可能なものを修理し販売(シルバー人材センター-小金井リサイクル事業所)
粗大ごみ (不燃系)	選別・プレス (委託)	☆自転車・保管庫等大部分が金属のもの	☆自転車・保管庫等大部分が金属のものを資源化(民間処理施設)
			☆鉄・アルミ等金属を資源化(民間処理施設)
	破碎・選別 (委託)	☆上記以外の複合素材	☆破碎後のプラスチック類等をケミカルリサイクル(民間処理施設)
		☆金属	☆破碎後のプラスチック類等をサーマルリサイクル(民間処理施設)
		☆破碎後のプラスチック類等 ☆不燃ごみ	☆不燃ごみは埋立処分(二ツ塚処分場) ☆再使用可能なものを修理し販売(シルバー人材センター-小金井リサイクル事業所)

枝木・草葉	チップ化 (委託)	民間処理施設	☆堆肥化(民間処理施設)
乾燥生ごみ	堆肥化(委託) ※実験中	小金井市中町肥料化 実験施設	☆市民及び市内農家に無償配布
ペットボトル	選別・プレス (委託)	小金井市中町中間処 理施設	☆一部を(財)日本容器包装リサイクル協会 に引渡し資源化
			☆一部を民間処理施設で資源化
スプレー缶	穴あけ・プレス (委託)	小金井市中町中間処理場	☆資源化(民間処理施設)
金属	選別 (委託)	小金井市中町中間処 理施設	
空き缶	選別・プレス (委託)		
布	選別 (委託)		
びん	選別 (委託)	民間処理施設	
古紙			
トレイ	選別・減容 (委託)	民間処理施設	
ペットボトル キャップ			☆NPO法人に寄付し資源化

#### 第4 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する市民並びに事業者の協力義務

##### 1 市民の協力義務の内容

- (1) 燃やすごみの減量を最大の目的とし、一般家庭及び事業者双方において、生ごみ排出の際の水切りを十分に行い排出量の減量化を図る。
- (2) リフューズ(断る)、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の4Rを実践し減量努力をする。
- (3) 環境に配慮した商品の購入、簡易な包装容器の選択、ノーレジ袋やマイバッグ持参など生活様式や事業活動の見直しを実行する。
- (4) 市の一般廃棄物処理計画に従った分別排出を行う。
- (5) 市が収集しない一般廃棄物について市の定める方法に従い適正処理する。

##### 2 事業者の協力義務の内容

- (1) 製品及び容器等の製造、加工並びに、販売の際、それら製造、加工、販売されたものが廃棄物となった場合、適正処理が困難にならないような製品、容器等の製造、加工、販売する。
- (2) 事業系一般廃棄物の事業者の責任により適正処理する。

- (3) 販売事業者による特定容器の店頭回収を行う。
- (4) ばら売り、量り売り及び簡易包装の推進、環境に配慮したエコマーク付き商品並びにリサイクル商品の製造・販売等環境に配慮した事業活動を推進する。
- (5) 丈夫で壊れにくい製品の製造と販売及び修理体制を確保する。

## 第5 ごみ処理施設の整備に関する事項

### 1 不燃ごみ処理施設

- (1) 施設名：小金井市中間処理場
- (2) 所在地：東京都小金井市貫井北町1-8-25
- (3) 型式：高速回転複合式堅型破砕機
- (4) 処理能力：30t/5h（30t/5h×1基）
- (5) 現状

燃やさないごみと粗大ごみを破砕・選別処理をしている小金井市中間処理場は、平成18年度・19年度に臭気対策を第一義に、おおむね10年間の稼働に耐え得るように大規模改修工事を行ったが、昭和61年12月の稼働以来27年が経過し、施設全体の老朽化が進んでいる。

今後、施設の更新に向け地域との協議を進めていく予定である。また、新たに事務所棟を建設したことにより、見学者コース及び展示品の充実を図り、環境教育にも役立つ施設とした。

### 2 廃棄物最終処分場

- (1) 施設名：日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場  
(東京たま広域資源循環組合)
- (2) 所在地：東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内
- (3) 構成市：小金井市を含む多摩地域25市1町
- (4) 現状

小金井市を含む多摩地域25市1町の約400万人から排出されるごみは、焼却処理や破砕処理をして日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場に搬入されている。破砕処理した不燃ごみは埋立て、焼却灰はエコセメントにリサイクルされている。

平成10年1月の埋立て開始時は埋立て可能な量が約370万 $\text{m}^3$ で、平成23年度までに44.5%の埋立てが終了している。

エコセメント事業は、焼却灰からエコセメントを生産し、幅広く生活の中に定着させることにより、処分場の延命を図っている。

しかし、不燃ごみの埋め立ては、現在も継続して行われており、限りある処分場を有効に利用していかななくてはならない。

本市では平成18年度から燃やさないごみの3分別収集を実施し、燃やさないごみの資源化に取り組み、埋め立て量の削減に努めている。

## 第6 動物の死体処理について

### 1 市へ届け出るもの

占有者が、その土地または建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、市に届け出なければならない。

### 2 市が収集するもの

- (1) 市に処理申込みがあったペットの死体
- (2) ノラ犬、ノラ猫等飼い主不明の死体

### 3 処理方法

動物の死体を扱う寺院に委託

## 第7 し尿及び浄化槽汚泥の処理について

### 1 収集及び運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集方法については、下表のとおり。

単位：kℓ

	排出者	収集・運搬 見込み量	収集地域	収集回数	収集方法
し尿・ 浄化槽汚泥	一般家庭	89	市内全域	月2回	(委託) バキューム車に よる収集
	事業所			随時	

### 2 し尿及び浄化槽汚泥の処理

小金井市・武蔵野市・小平市・東大和市・武蔵村山市の5市で構成する一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理する。

構成市における公共下水道の普及に伴いし尿搬入量は年々減少し、同組合処理施設の処理能力200kℓ/日に対し、現在の処理量は6kℓ/日程度である。ただし、この処理施設は建設後40年以上経過し、老朽化が進んだため改修工事が行われ、現在、処理能力を6kℓ/日に縮小し運転をしている。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流している。

処理施設の概要は次のとおり。

- (1) 施設名：湖南処理場（湖南衛生組合）
- (2) 所在地：東京都武蔵村山市大南5-1
- (3) 形式：希釈前処理方式
- (4) 処理能力：6kℓ/日

## 第8 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

### 1 市が収集しない一般廃棄物について

- (1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン  
(家電リサイクル法に基づき販売店により回収される)
- (2) パソコン  
(資源有効利用促進法に基づきメーカーにより自主回収される)
- (3) ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングのボール、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料等  
(危険、有害等で市の施設では適正処理できないため、関係事業者及び市民の協力を得て専門の処理業者により回収処理させる(適正処理困難物又はそれに準ずるもの))
- (4) オートバイ  
(メーカーにより自主回収される)
- (5) 在宅医療に伴う注射器・注射針  
(市内薬局により自主回収される)

### 2 処理方法の変更

天候その他の特別な事情があるときは、収集、運搬及び処分の方法を変更することがある。

別紙 平成25年度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図

